

(仮称) 折爪岳南 (I 期地区) 風力発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と当社の見解

平成28年4月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成28年2月16日（火）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「お知らせ」広告を掲載した。

- ・平成28年2月16日（火）付 岩手日報（朝刊：2面）

②市の広報紙による公告（別紙2参照）

下記広報紙に「お知らせ」広告を掲載した。

- ・平成28年2月15日（月）付 広報にのへ（P3）

③インターネットによるお知らせ

平成28年2月16日（火）から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ（別紙3参照）

<http://www.jre.co.jp/news/index.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎等の合計8箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・岩手県庁環境生活部環境保全課 盛岡市内丸10-1（一）
- ・岩手県二戸地区合同庁舎二戸地域振興センター総務課 二戸市石切所字荷渡6-3（一）
- ・二戸市役所情報公開コーナー 二戸市福岡字川又47（一）
- ・九戸村役場総務企画課 九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地6（一）
- ・九戸村役場江刺家支所 九戸郡九戸村大字江刺家8-36（一）
- ・一戸町役場まちづくり課 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9（一）
- ・一戸町役場姉帯支所 二戸郡一戸町姉帯字馬場30-7（二）
- ・来田保養センター弁天の湯 二戸郡一戸町檜山字茶屋場1（三）

②インターネットの利用による縦覧

- ・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ（別紙3参照）

<http://www.jre.co.jp/news/index.html>

(4) 縦覧期間

・縦覧期間：平成28年2月16日（火）から平成28年3月17日（木）まで

・縦覧時間：施設の開庁時間に準じる。

※各関係自治体庁舎での公表時間

（一）8時半から17時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）

（二）9時から16時まで（月・木曜日のみ）

（三）9時から20時まで（土、日、祝日を含む。第三火曜日は除く）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は6件であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成23年法律第27号）第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

	開催日時	開催場所	来場者数
第1回	2016年3月8日（火） 18時30分～20時	九戸村 江刺家ふるさとセンター	18名
第2回	2016年3月9日（水） 18時30分～20時	九戸村 山村開発センター	18名
第3回	2016年3月10日（木） 19時～20時30分	二戸市 シビックセンター	7名
第4回	2016年3月11日（金） 18時30分～20時	一戸町 来田保養センター 弁天の湯	20名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年2月16日（火）から平成28年3月31日（木）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。（別紙4参照）

- ①縦覧場所に設置した意見箱への投函
- ②ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は5通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は5件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>岩手県北上山地北部には、山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した豊かな自然環境があり、本事業の対象実施区域も一年を通して多様な野鳥が観察される地域です。このような地域に貴社の作業所に示されるような大型風力発電設備の建設を行うことは自然環境の破壊につながり、バードストライク等により野鳥の生息を脅かす危険性も高いと考えられます。従って私ども日本野鳥の会もおかは貴社に対して本事業計画の大幅な見直しと下記の4点に十分に配慮された代替案のご準備を強く要望いたします。</p> <p>(1) 貴社の方法書にも示されている通り、この地域は北海道と本州を結ぶ渡り鳥の重要な渡来ルートに位置しており、春や秋にはマガン・ヒシクイ・オオハクチョウなど数多くの渡り鳥の渡りが観察されます。</p> <p>(2) 貴社の方法書にも示されている通り、この地域は生態系の頂点に位置するイヌワシ・オオワシ・クマタカなどの希少猛禽類の生息域となっています。また冬期にはオジロワシ・オオワシ等も渡来します。特にイヌワシは国の天然記念物であり、その保護が強く求められております。</p> <p>(3) 貴社の方法書にも示されている通り、この地域ではコノハズク、ヨタカ、オオジシギ、アカモズをはじめとする数多くの希少な野鳥の生息繁殖が確認されております。</p> <p>(4) 貴社の方法書にも示されている通り、折爪岳周辺はヒメボタルの生息地として非常に貴重です。</p>	<p>現況調査では、渡り鳥の通過状況、希少猛禽類の生息状況、その他重要な鳥類の生息状況を確認するための調査を実施します。また、ヒメボタルの確認調査も行います。本事業では、対象事業実施区域から離れた地域への代替事業は想定していないため、これらの現地調査結果を基に予測評価を行い、重要な動物の生息地への影響が危惧される場合には、対象事業実施区域内において、風力発電機の配置計画等、重要な動物の生息に配慮した保全措置を検討します。</p>
2	<p>岩手県北上山地北部には山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した豊かな自然環境があり、本事業の対象実施区域も一年を通して多様な野鳥が観察される地域です。特にこの地区は北海道と本州を結ぶ渡り鳥の重要な渡来ルートに位置し、春や秋にはマガン・オオハクチョウなど数多くの渡り鳥の渡りが見られます。またこの地域には、生態系の頂点に位置する猛禽類も数多く生息しております。従ってこのような地域に16基もの大型風力発電施設を建設することは自然保護・野鳥保護の面で問題が大きいと私ども日本野鳥の会もおかは考えており、貴社の本事業に関する「方法書」に大なる関心をもって臨む所存であります。</p> <p>しかし貴社のHPのニュース欄2月16日付けの項目に示されている「方法書」は貴社指定の「Windows7 Internet Explorer11」を用いる場合以外は、ダウンロードされるpdfファイルはすべてが白紙のまま記載内容が全く判読できません。このままでは法令にも謳われている「インターネットによる縦覧」の役割を十分に果たしておらず、「方法書」に関して一般市民が意見を貴社にお伝えすることが困難です。そこで当会としては、貴社のHPに掲載されている「方法書」のpdfファイルの記載内容が一般の人々に読み取り可能となるよう、文書の公開にあたって多様なOSとブラウザに早急に対応して下さるよう強く要求いたします。</p>	<p>インターネットによる縦覧方法については、技術的な対応が必要となりますので、今後、改善策を検討していきます。</p>

<p>3</p>	<p>コウモリ類の現地調査の手法について</p> <p>1. 捕獲調査（コウモリ相の調査）だけで、バットストライクの予測はできない。よって音声録音は必須である。しかし、音声録音で大事なものはコウモリの利用頻度や活動時間の把握である。そのため録音は2季各1晩程度では足りなく、複数日を連続で毎月行うこと。（冬眠中でもまれに覚醒することがあるので積雪期以外は毎月行うとよい）。また季節により飛翔エリアは変化する可能性を考慮して、できるだけ広域に活動量を把握できるよう、録音地点は、1箇所だけでなく複数地点にすること。</p> <p>2. バットストライクの予測のための音声録音は必須である。音声の周波数解析を行うために、バットディテクターはヘテロダイン方式（Mini3 など）でなく、フリークエンシーディビジョンやタイムエクスパンション方式、あるいは生録などの方法で行うこと。</p> <p>3. バットストライクの予測のため、地上部だけでなく高空の利用状況も把握する必要がある。よって、高空は風況ポールにバットディテクターのマイク（延長できるものがある）を設置し、周年（積雪期以外）録音する方が現実的な手法である（バルーンは1晩ずつしか録音できない上、風で移動するので不適切）。また同じ地点で地上部でも録音すると良い。また、できるだけ広域に活動量を把握できるよう、録音地点は、1箇所だけでなく、必ず複数地点にすること。</p> <p>4. コウモリの音声による種の同定は、国内ではできないものがある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、受託者であるコンサルタントが独自に判断して、音声による種の同定しないこと。無理に種名を断定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査すること。</p> <p>5. 種によって季節的な移動（渡り）をするコウモリがある。よって、捕獲調査／夏季1回だけだとコウモリ相の把握はできない。捕獲調査は複数回行うべきだ。</p> <p>6. 上記を踏まえ、現地調査前に、再度、調査手法の詳細についてコウモリ類の専門家（コウモリの音声やバットストライクについて詳しい方がよい）にヒアリングを行うこと。</p> <p>意見書の提出方法について</p> <p>わざわざ意見を述べているのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的負担がかかり迷惑だ。御社はなぜEメールで意見書を受け付けないのか？改善を望む。</p>	<p>1、2、バットストライクの影響については調査手法及び予測評価手法が確立されていない状況です。専門家のヒアリング結果を踏まえ、他事例、既往の調査研究事例を参考に、音声録音調査の実施を検討します。</p> <p>3 樹上生息性のコウモリ類が多数確認された場合には、専門家へのヒアリングを行い、適切な調査方法を検討します。</p> <p>4. 音声録音調査を実施した場合には、専門家による助言を受けて音声解析を行う予定です。</p> <p>5. コウモリ類の捕獲調査については、哺乳類の任意調査の中で必要に応じて実施する予定です。</p> <p>6. 方法書作成段階でバットストライクに詳しい専門家にヒアリングを実施しておりますが、必要に応じて再度ヒアリングを行います。</p> <p>意見書の受付方法について、今後、対応策を検討していきます。</p>
<p>4</p>	<p>現地調査の実務を再委託されるのかどうか？ されるなら、その名称と所在地、委託金額を知りたい。</p>	<p>環境影響評価の現地調査に関しては、アジア航測株式会社に一任しています。</p>

5	<p>騒音測定では、普通 A 型の聴感補正を掛けて測定するケースが多いと思いますが、評価の信頼性を高めるためにもフラットな特性及び周波数分析も加味して評価、データの蓄積をして頂ければ幸いです。測定地点も発電所付近、及び直近の宅地近くと複数必要と思われます。これらを継続して頂ければ幸いです。(羽根の軸受は長年の使用による摩耗などで振動、騒音の増加が予想されます)</p> <p>ちなみに一戸町の木質バイオマス発電所は工業団地に造られましたが直近に北岩手変電所があり、送電線が近くまで来ていることが一番のメリットということを知っています。</p>	<p>騒音測定については、現況調査の結果を踏まえた上で、適切に予測・評価を行います。</p> <p>測定地点については、対象事業実施区域近傍の集落に 4 地点を設定しています。発電所付近における騒音測定については、必要に応じて事後調査の実施を検討します。</p> <p>羽根の軸受の摩耗による振動・騒音への影響に関しては、状況に応じて適切に対処します。</p>
---	--	--

日刊新聞紙における公告

岩手日報（平成 28 年 2 月 16 日 朝刊 2 面）

環境影響評価方法書の公表について（公告）
 環境影響評価法に基づき、(仮称)折爪岳南（二期地区）風力発電事業の環境影響評価方法書の概算及び説明会の開催を以下のとおり公表します。

■事業者の名称
 ▼ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社▼代表者：代表取締役 中川隆久▼所在地：東京都港区六本木六丁目二番三十一号六本木ヒルズノースタワー十五階

■対象事業の名称、種類、規模等
 ▼名称：(仮称)折爪岳南（二期地区）風力発電事業▼種類：風力発電所設置事業▼規模：発電設備出力四万八千キロワット(最大)▼対象事業実施区域：岩手県九戸村、一戸町、二戸市▼関係地域：岩手県九戸村、一戸町、二戸市

■方法書の概算
 ▼公表期間：平成 28 年 2 月 16 日（火）から平成 28 年 3 月 17 日（木）まで▼公表場所 ①～③は後述の公表時間を示す：岩手県庁環境生活部環境保全課①/岩手県二戸地区合同庁舎二戸地域振興センター総務課②/九戸村役場総務企画課③/九戸村役場江刺家支所④/一戸町役場まちづくり課⑤/一戸町役場姉妹支所⑥/二戸町立来田保養センター⑦/二戸市役所情報公開コーナー⑧▼公表時間：施設の開庁時間に準ずる①8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）②9時～16時（月・木曜日のみ）③9時～20時まで（土・日・祝日を含む。但し、毎月第三火曜日は除く）▼電子縦覧先：http://www.jre.co.jp/

■方法書説明会の開催日時及び場所
 ▼第一回/平成 28 年 3 月 6 日（火）18時半～20時/九戸村役場江刺家支所（九戸村大字江刺家八―六三三）▼第二回/平成 28 年 3 月 9 日（水）18時半～20時/九戸村役場山村開発センター（九戸村大字伊保内十一―一〇）▼第三回/平成 28 年 3 月 10 日（木）19時～20時半/二戸市ビックセンター（二戸市石切所荷渡六―二）▼第四回/平成 28 年 3 月 11 日（金）18時半～20時/一戸町立来田保養センター（一戸町檜山字茶屋場一）

■意見書の提出
 ▼方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。▼提出方法：氏名及び住所、環境の保全の見地からの意見を記載し、左記まで郵送（消印有効）又は公表場所に設置された意見箱への投函により提出▼提出期間：平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

■意見書の提出先及びお問い合わせ先
 ▼〒106-0032 東京都港区六本木六丁目二番三十一号六本木ヒルズノースタワー十五階 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 風力プロジェクト本部 / TEL03-1645514900 / 担当 鈴木洋光（すずきひろみ）

市広報紙における公告

広報にのへ（平成 28 年 2 月 15 日 P 3）

（仮称）折爪岳南（Ⅰ期地区）風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧および説明会を開催します

環境影響評価法に基づき、「（仮称）折爪岳南（Ⅰ期地区）風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、下記の日程により縦覧および住民説明会を開催します。

【方法書の縦覧】

期間と時間 2月16日（火）～3月17日（木）

（土日祝日除く）午前8時30分～午後5時15分

場所 二戸地域振興センター総務課（県二戸地区合同庁舎4階）、市役所情報公開コーナー

電子縦覧用 URL <http://www.jre.co.jp/>

【住民説明会】

日時 3月10日（木）午後7時～8時30分

場所 シビックセンター

【意見書の提出】

方法書の内容について意見書を受け付けます。

提出方法 氏名および住所、環境の保全の見地からの意見を記載し、下記まで郵送または公表場所に設置された意見箱へ投函ください

提出締め切り 3月31日（木）まで（消印有効）

問い合わせ、提出先 ジャパン・リニューアブル・エネルギー(株)風力プロジェクト本部（☎03-6455-4900、〒106-0032 東京都港区六本木6-2-31 15階）

インターネットによる「お知らせ」

(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ)

(1)

(仮称) 折爪岳南 (I 期地区) 風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)折爪岳南(I 期地区)風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を平成28年2月15日付で経済産業大臣に届け出るとともに、岩手県知事、九戸村長、一戸町長及び二戸市長へ送付しました。
方法書について、下記のとおり、縦覧の実施及び説明会を開催します。

【方法書の縦覧について】

縦覧場所・時間

岩手県庁環境生活部環境保全課：午前8時30分～午後5時15分
 岩手県二戸地区合同庁舎二戸地域振興センター総務課：午前8時30分～午後5時15分
 九戸村役場総務企画課：午前8時30分～午後5時15分
 九戸村役場江刺家支所：午前8時30分～午後5時15分
 一戸町役場まちづくり課：午前8時30分～午後5時15分
 一戸町立来田保養センター：午前9時～午後8時
 一戸町役場姉帯支所：午前9時～午後4時
 二戸市役所情報公開コーナー：午前8時30分～午後5時15分

縦覧期間

平成28年2月16日(火)～平成28年3月17日(木)
 (土・日・祝祭日を除く)
 ※一戸町立来田保養センターは毎月第3火曜日以外縦覧可
 一戸町役場姉帯支所は月曜日及び木曜のみ縦覧可

インターネットによる「お知らせ」

(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ)

(2)

インターネットによる縦覧

※Windows7 Internet Explorer11でご覧いただけます。
それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

■方法書

表紙目次

第1章	事業者の名称、代表者の氏名及び所在地
第2章	対象事業の目的及び内容
第3章	対象事業実施区域及びその周囲の概況
3.1	自然的状況
3.2	社会的状況
第4章	計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
第5章	配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
第6章	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第7章	その他環境省令で定める事項
第8章	環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
	巻末資料
	要約書

【意見書の提出について】

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（平成28年3月31日（木）まで）

(2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 風力プロジェクト本部宛

（平成28年3月31日（木）当日消印有効）

意見書用紙

【説明会の開催について】

開催場所	日時
九戸村役場江刺家支所	平成28年3月8日（火）午後6時30分～午後8時
九戸村役場山村開発センター	平成28年3月9日（水）午後6時30分～午後8時
二戸市シビックセンター	平成28年3月10日（木）午後7時～午後8時30分
一戸町立来田保養センター	平成28年3月11日（金）午後6時30分～午後8時

【お問合せ先】

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

風力プロジェクト本部 担当 鈴木洋光、千葉義春

電話 03-6455-4900

（土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

